

「目で見る」 建設工事現場確認 マニュアル

【建築関係工事版】

静岡県交通基盤部建築管理局
建築企画課
令和6年8月



目次

1	目的	1
2	現場代理人・主任技術者・監理技術者	
1)	現場代理人の常駐	2
2)	主任技術者・監理技術者の専任	2
3	建設現場の安全衛生管理体制	3
4	工事現場での掲示等	
1)	建設業の許可票	4
2)	労働保険関係成立票	4
3)	建築基準法による確認済	5
4)	建設業退職者共済制度の標識（シール）	5
5)	施工体系図	6
6)	作業主任者一覧表	6
7)	有資格者一覧表	7
8)	緊急時連絡体制表	7
9)	工事看板（任意）	8
10)	安全掲示板・注意喚起標識・安全標語	8
11)	下請負人に対する通知（下請契約のある工事）	9
12)	建設リサイクル法届出済シール	9
13)	建築物等の解体等工事に関するお知らせ （石綿を使用していない）	10
14)	建築物等の解体等工事に関するお知らせ（石綿レベル3）	10
15)	建築物等の解体等工事に関するお知らせ（石綿レベル1、2）	11
16)	石綿障害予防規則第34条に基づく掲示	11
17)	再生資源利用促進計画・再生資源利用計画の現場掲示	12
18)	工事事務ハザードマップの現場掲示	12
19)	鉄骨製作工場名表示	13
20)	安全旗の掲揚（任意）	13
21)	救急用具（担架・救急箱等）の設置、熱中症への対策	14
22)	消火設備の設置	14
5	作業現場の状況	
1)	作業エリアの区分	15
2)	転落防止	15
6	足場等の状況	
1)	作業床（作業場所高さ2m以上の場合）	16
2)	足場からの墜落防止措置（労働者の墜落防止関係）	17
3)	足場からの墜落防止措置（物の落下防止関係）	18
4)	昇降設備	19



目次

7	掘削作業時の危険防止対策	
	1) 土留め支保工	20
8	その他	
	1) 保護具の着用	21



1 目的

建築関係工事の現場においては、建設業法や建築基準法等の様々な法令に基づいた許可票等を掲示し、作業員や第三者（公衆）に対して周知する必要があります。

また、作業現場においては、作業現場の状況や足場等における安全対策も重要となってきます。

本マニュアルは、必要な掲示物・安全対策等を絵や写真等で具体的に示すことによって、初心者の人でもイメージしやすくすることを目的にまとめたものです。

作業現場における掲示物や安全対策の確認等の参考にしていただくことにより、作業現場のより良い環境づくりに寄与できれば幸いです。



2 現場代理人・主任技術者・監理技術者

1) 現場代理人の常駐

約款第10条第3項

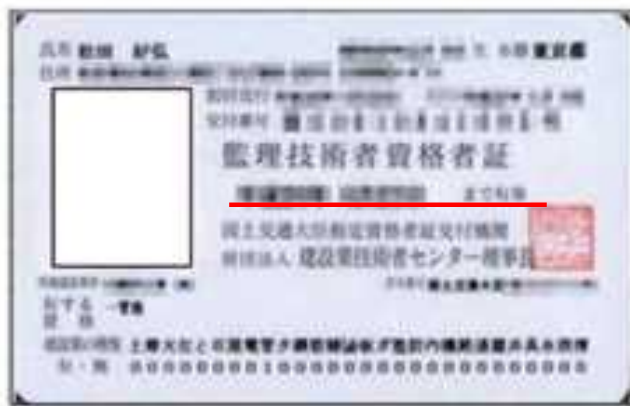
現場代理人は、この契約の履行に関し、**工事現場に常駐し**、その運営、取締りを行わなければならない。ただし... (以下、省略)。

2) 主任技術者・監理技術者の専任

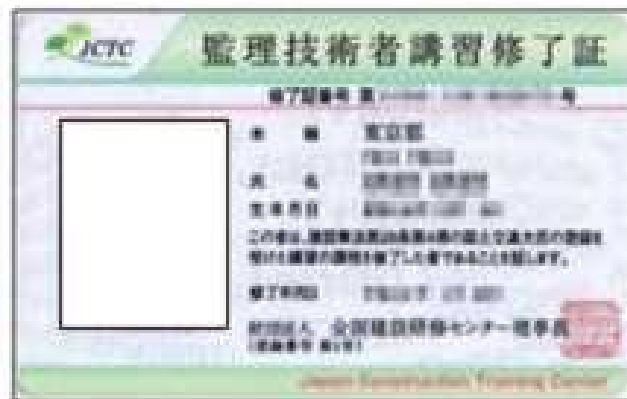
建設業法 第26条第1～5項

静岡県建設工事請負契約約款 第10条第2項

- 監理技術者証(見本) 有効期限を確認すること



- 監理技術者講習修了証(見本)



※監理技術者資格者証は、常に携帯し発注者から請求があった場合は提示が必要です。



3 建設現場の安全衛生管理体制

1) 統括安全衛生責任者 (労働安全衛生法 第15条 労働安全衛生法施行令 第7条)

[適用範囲]

- ・ 同一の場所で、元請・協力業者（重層下請業者の末端までを含む）合わせて常時50人以上の労働者が混在する現場

2) 元方安全衛生管理者 (労働安全衛生法 第15条)

[適用範囲]

- ・ 同一の場所で、元請・協力業者（重層下請業者の末端までを含む）合わせて常時50人以上の労働者が混在する現場（統括安全衛生責任者を選任した現場）

3) 安全衛生責任者 (労働安全衛生法 第16条 労働安全衛生法施行令 第3条)

[適用範囲]

- ・ 統括安全衛生責任者を選任すべき現場において仕事を行う関係請負人

4) 職長 (労働安全衛生法 第60条 労働安全衛生法施行令 第19条)

[適用範囲]

- ・ 建設業等の業種において作業中の労働者を直接指揮又は監督する者

5) 店社安全衛生管理者 (労働安全衛生法 第15条の3)

[適用範囲]

- ・ 労働者数が常時20人以上50人未満の鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の建設の仕事



4 工事現場での掲示等

1) 建設業の許可票

建設業法 第40条
建設業法施行規則 第25条 別記様式第29号

建設業の許可票

商号又は名称			
代表者の氏名			
設置 主任	建設業の氏名	専任の 有無	
業種	建設業 又は 特定建設業の別	建設業 又は 特定建設業 の別	
許可を受けた建設業			
許可番号	許可()第	号	
許可年月日	平成	年	月 日

25 cm 以上 (height)
35cm以上 (width)

※「公衆」の見やすい場所に掲示

※建設工事の現場への掲示義務は、発注者から直接請け負った元請負人に限られる

2) 労働保険関係成立票

労働者災害補償保険法施行規則 第49条
労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令 第77条

労災保険関係成立票

保険関係成立年月日			
労働保険番号			
事業の期間	自	年	月 日
事業主の住所氏名			
注文者の氏名			
事業主代理人の氏名			

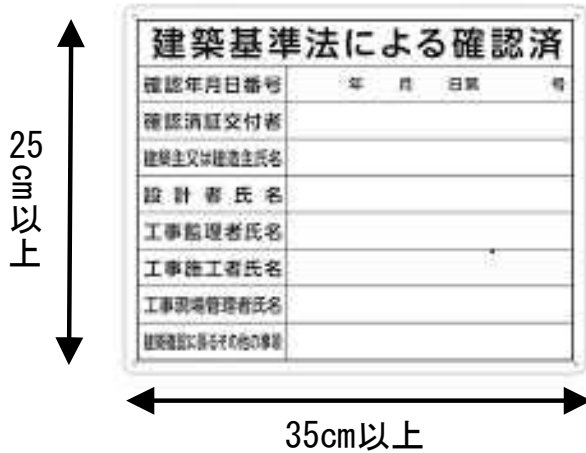
25 cm 以上 (height)
35cm以上 (width)

※「事業場」の見やすい場所に掲示



3) 建築基準法による確認済

建築基準法 第89条第1項
建築基準法施行規則 第11条 別記第68号様式



※「公衆」の見やすい場所に掲示
※工事の着手前に掲示すること
「工事の着手」の時点とは、「杭打ち工事」「地盤改良工事」「山留め工事」又は「根切り工事」に係る工事が開始された時点のことをいう

4) 建設業退職者共済制度の標識（シール）

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 第2 5 (3) ハ



大：A3 (420mm × 297mm)
小：A4 (297mm × 210mm)

※「現場事務所」や「工事現場」の 出入口など見やすい場所に掲示

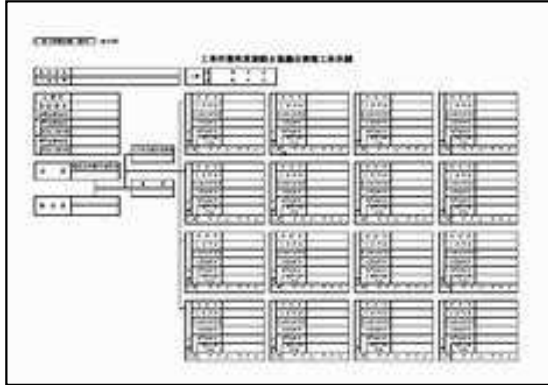


5) 施工体系図

建設業法 第24条の7第4項

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第15条第1項

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 第2 5 (3) □



寸法：規定なし
(見やすい寸法とすること)

※「工事関係者」及び「公衆」が見やすい場所に掲示

6) 作業主任者

労働安全衛生法 第14条

労働安全衛生法施行令 第6条

労働安全衛生規則 第18条

一覧表の例

資格名	氏名	会社名	業務内容	資格交付番号
足場組立等作業主任者	〇〇〇〇	〇〇建設㈱	外部足場 高さ20m	〇〇〇〇〇〇
有機溶剤取扱作業主任者	〇〇〇〇	㈱〇〇塗装	防水・塗装	〇〇〇〇〇〇
石綿取扱作業主任者	〇〇〇〇	㈱〇〇解体	石綿除去	〇〇〇〇〇〇

寸法：規定なし
(見やすい寸法とすること)

記載内容：氏名、業務内容は必ず
記載すること

※「作業場」の見やすい場所等に掲示

※「作業主任者の選定を必要とする
作業」を現場で行う場合に掲示

※資格交付番号などは記載がなくても
よい

※数が多い場合は職務を併記した
一覧表でも可



7) 有資格者一覧表

(参考) 労働安全衛生法 第59条第3項、第61条
 労働安全衛生法施行令 第20条
 労働安全衛生規則 第36条

資格名	氏名	会社名	取得年月日	資格交付番号
玉掛け	〇〇 〇〇	〇〇工業㈱	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇〇〇
ガス圧接	〇〇 〇〇	㈱〇〇〇〇	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇〇〇

寸法：規定なし
 (見やすい寸法とすること)

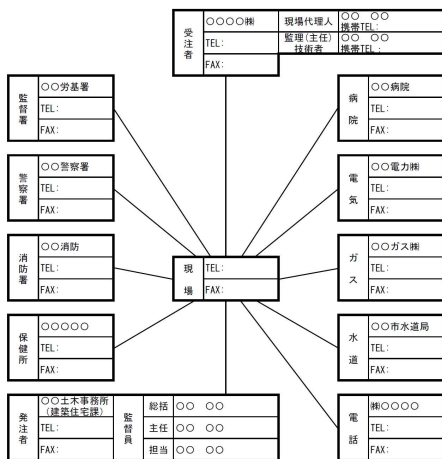
※「作業場」の見やすい場所等に
 掲示することが望ましい

※就業制限業務及び特別教育を必要
 とする業務に従事するものを表示する

※当該工事の中の該当作業に対する
 資格者を掲示する

8) 緊急時連絡体制表

(参考：土木工事安全施工技術指針 第1章第4節5(3))



寸法：規定なし
 (見やすい寸法とすること)

※「事務所、詰所等」の見やすい
 場所又は必要な箇所に掲示

※「事務所、詰所等」以外の見や
 すい場所にも掲示



9) 工事看板

公共建築工事標準仕様書（建築・電気設備・機械設備工事編）



※「公衆」の見やすい場所に掲示

【表示内容】

- ・ 工事名称（必須）
- ・ 発注者名（必須）
- ・ その他

10) 安全掲示板・注意喚起標識・安全標語（任意）

安全衛生意識の高揚



※「作業場」の見やすい場所等に掲示

【掲示内容例】

- ・ 全工期スローガン
- ・ 今月の安全目標
- ・ 今週の安全目標
- ・ 今週の安全当番
- ・ 無災害記録表
- ・ ワイヤロープ使用禁止基準
- ・ 玉掛ワイヤロープの点検（色）
- ・ 建設用クレーンの標準合図法
- ・ 安全施工サイクル
- ・ 現場配置図
- ・ 有資格者一覧表
- ・ 作業主任者一覧表
- ・ お知らせ



1 1) 下請負人に対する通知（下請契約のある工事）

建設業法施行規則 第14条の3

現場への掲示例文

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅延なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を提出してください。

〇〇建設(株)

寸法：規定なし
(見やすい寸法とすること)

※「工事現場」の見やすい場所に
掲示

1 2) 建設リサイクル法届出済シール

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第10条



※「建設業の許可票」又は「解体工
事業者登録票」の右上又は右下に
シールを貼付

届出対象工事一覧

工事の種類	届出基準
解体	床面積80㎡以上
新築・増築	床面積500㎡以上
修繕・模様替等	1億円(税込)以上
工作物工事	500万円(税込)以上



1 3) 建築物等の解体等工事に関するお知らせ（石綿を使用していない）

大気汚染防止法 第18条の15第5項、同法施行規則 第16条の9
 石綿障害予防規則 第3条第6項
 基安発第0802001号 平成17年8月2日

29.7cm以上

42.0cm以上

建築物等の解体等工事に関するお知らせ	
事業場の名称: ○○○○解体工事事務所	元請業者(解体工事の施工者(請負者))
開始年月日: ○○○○年○月○日	高次又は高幹(法人によっては代表者の氏名)
終了年月日: ○○○○年○月○日	代表取締役社長 ○○○○
解体等工事種別: ○○○○解体工事	○建設株式会社(株) 代表取締役社長 ○○○○
【調査方法】 <input type="checkbox"/> 調査票調査 <input type="checkbox"/> 現場調査 <input type="checkbox"/> 分析調査	住所
【調査範囲】 <input type="checkbox"/> 建物全体 <input type="checkbox"/> 部分(1階~3階)	東京都○○区○○
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、性状等)	調査責任者氏名: ○○○○
石綿含有建材の有無(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、性状等)	調査を行った者(分析等の実施者)
【石綿含有建材】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照	氏名(氏名を記入し、氏名を記入した場合は)
1-3階 壁: 珪藻土系サイディング、ビニルシート系	○建設株式会社(株) 代表取締役社長 ○○○○
窓: 単層ガラス、複層ガラス(1階)	氏名○○○○ 職務番号○○○○
床: 珪藻土系フローリング	住所: 東京都○○区○○-○○
その他: 珪藻土系フローリング	○建設株式会社(株) 代表取締役社長 ○○○○
【調査結果】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照	氏名○○○○ 職務番号○○○○
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、性状等)	住所: 東京都○○区○○-○○
石綿含有建材の有無(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、性状等)	○建設株式会社(株) 代表取締役社長 ○○○○
【石綿含有建材】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照	氏名○○○○ 職務番号○○○○
1-3階 壁: 珪藻土系サイディング、ビニルシート系	住所: 東京都○○区○○-○○
窓: 単層ガラス、複層ガラス(1階)	○建設株式会社(株) 代表取締役社長 ○○○○
床: 珪藻土系フローリング	氏名○○○○ 職務番号○○○○
その他: 珪藻土系フローリング	住所: 東京都○○区○○-○○

※ 平成18年9月1日以前に着手された建築物等の解体^{※1}、改造又は補修^{※2}を行う場合には、いかなる場合でも、その施工箇所が石綿を含有する建築材料を使用しているか否かの調査を行う。

- ※1 建築物等を取り壊す行為
- ※2 解体以外の建築物等の一部に手を加える行為

※「作業に従事する労働者」及び「公衆」の見やすい場所に掲示

1 4) 建築物等の解体等工事に関するお知らせ（石綿レベル3）

大気汚染防止法 第18条の15第5項、同法施行規則 第16条の4第二号、第16条の9
 石綿障害予防規則 第3条第6項
 基安発第0802001号 平成17年8月2日

29.7cm以上

42.0cm以上

建築物等の解体等工事に関するお知らせ	
事業場の名称: ○○○○解体工事事務所	元請業者(解体工事の施工者(請負者))
開始年月日: ○○○○年○月○日	高次又は高幹(法人によっては代表者の氏名)
終了年月日: ○○○○年○月○日	代表取締役社長 ○○○○
解体等工事種別: ○○○○解体工事	○建設株式会社(株) 代表取締役社長 ○○○○
【調査方法】 <input type="checkbox"/> 調査票調査 <input type="checkbox"/> 現場調査 <input type="checkbox"/> 分析調査	住所
【調査範囲】 <input type="checkbox"/> 建物全体 <input type="checkbox"/> 部分(1階~3階)	東京都○○区○○
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、性状等)	調査責任者氏名: ○○○○
石綿含有建材の有無(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、性状等)	調査を行った者(分析等の実施者)
【石綿含有建材】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照	氏名(氏名を記入し、氏名を記入した場合は)
1-3階 壁: 珪藻土系サイディング、ビニルシート系	○建設株式会社(株) 代表取締役社長 ○○○○
窓: 単層ガラス、複層ガラス(1階)	氏名○○○○ 職務番号○○○○
床: 珪藻土系フローリング	住所: 東京都○○区○○-○○
その他: 珪藻土系フローリング	○建設株式会社(株) 代表取締役社長 ○○○○
【調査結果】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照	氏名○○○○ 職務番号○○○○
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、性状等)	住所: 東京都○○区○○-○○
石綿含有建材の有無(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、性状等)	○建設株式会社(株) 代表取締役社長 ○○○○
【石綿含有建材】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照	氏名○○○○ 職務番号○○○○
1-3階 壁: 珪藻土系サイディング、ビニルシート系	住所: 東京都○○区○○-○○
窓: 単層ガラス、複層ガラス(1階)	○建設株式会社(株) 代表取締役社長 ○○○○
床: 珪藻土系フローリング	氏名○○○○ 職務番号○○○○
その他: 珪藻土系フローリング	住所: 東京都○○区○○-○○

※ 平成18年9月1日以前に着手された建築物等の解体^{※1}、改造又は補修^{※2}を行う場合には、いかなる場合でも、その施工箇所が石綿を含有する建築材料を使用しているか否かの調査を行う。

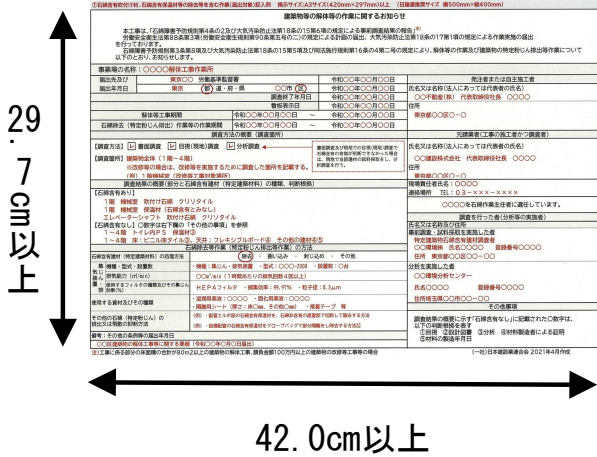
- ※1 建築物等を取り壊す行為
- ※2 解体以外の建築物等の一部に手を加える行為

※「作業に従事する労働者」及び「公衆」の見やすい場所に掲示



15) 建築物等の解体等工事に関するお知らせ（石綿レベル1, 2）

大気汚染防止法 第18条の15第5項、同法施行規則 第16条の4第二号、第16条の9
 石綿障害予防規則 第3条第6項
 基安発第0802001号 平成17年8月2日



※ 平成18年9月1日以前に着手された建築物等の解体^{※1}、改造又は補修^{※2}を行う場合には、いかなる場合でも、その施工箇所が石綿を含有する建築材料を使用しているか否かの調査を行う。

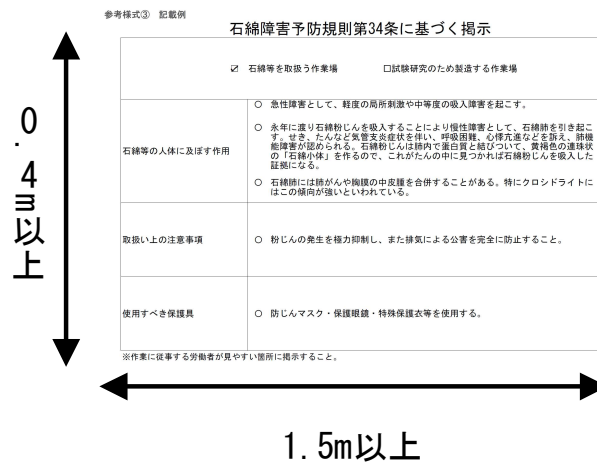
※1 建築物等を取り壊す行為

※2 解体以外の建築物等の一部に手を加える行為

※ 「作業に従事する労働者」及び「公衆」の見やすい場所に掲示

16) 石綿障害予防規則第34条に基づく掲示

石綿障害予防規則 第34条
 石綿障害予防の対策について（有機溶剤中毒予防規則第二十四条第一項により
 掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める告示 第四号を準用）



※ 平成18年9月1日以前に着手された建築物等の解体^{※1}、改造又は補修^{※2}を行う場合には、いかなる場合でも、その施工箇所が石綿を含有する建築材料を使用しているか否かの調査を行う。

※1 建築物等を取り壊す行為

※2 解体以外の建築物等の一部に手を加える行為

※ 「工事現場」の見やすい場所に掲示



17) 再生資源利用促進計画・再生資源利用計画の現場掲示

建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条

再生資源利用促進計画書（現場掲示用）

手入力が必要

①再生資源		②再生資源の利用		③再生資源の搬入		④再生資源の搬出		⑤再生資源の利用促進	
再生資源の種類	数量	再生資源の種類	数量	再生資源の種類	数量	再生資源の種類	数量	再生資源の種類	数量
...

※「工事現場」の見やすい場所に掲示又は映像等により表示

※以下に該当する一定規模以上の工事を施工する場合、計画を作成し、発注者へ提出、説明のうえ工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示しなければならない。

《再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画）》
以下の指定副産物を搬出する工事

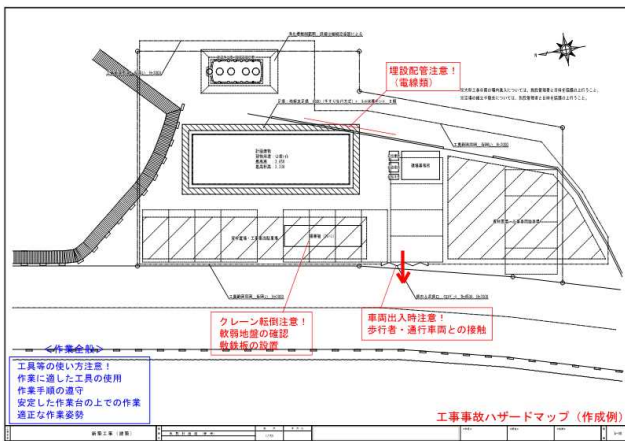
- 1. 土砂 …… 500m³ 以上
- 2. Co塊、As塊、建設発生木材 …… 合計 200t 以上

《再生資源利用計画（再生資源を利用する際の計画）》
以下の建設資材を搬入する工事

- 1. 土砂 …… 500m³ 以上
- 2. 碎石 …… 500t 以上
- 3. 加熱アスファルト混合物 …… 200t 以上

18) 工事事故ハザードマップ、予想される事故対策リストの現場掲示

工事安全管理に関する特記仕様書【建築・設備工事】



※作業開始後も予想される事故の把握に努め、その結果に応じて随時更新すること。

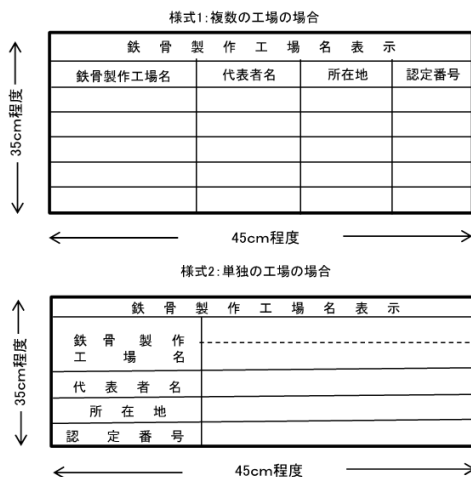
※工事現場の見やすい場所に掲示



19) 鉄骨製作工場名表示

建築現場における鉄骨製作工場名の表示について（平成4年住指発第347号）

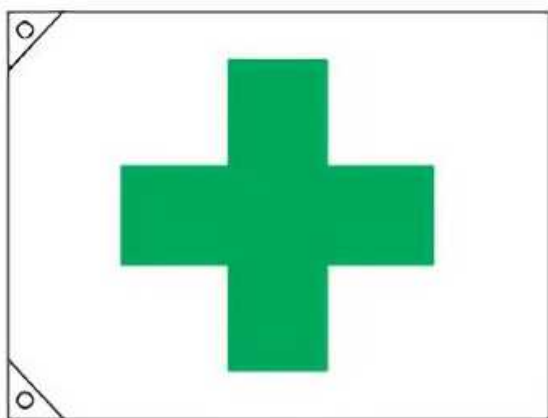
表示板の様式
鉄板、プラスチック板その他にこれらに類するものとし、下地は白色とし文字は黒とする。



※建築物の躯体を構成する鉄骨を製作する工事に該当する場合、鉄骨製作工場名を「工事現場」の公衆の見やすい場所に掲示

20) 安全旗の掲揚（任意）

安全衛生意識の高揚

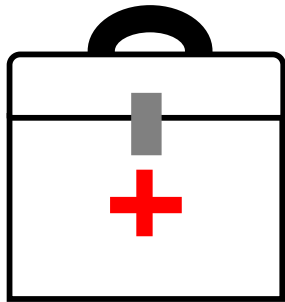


※「工事現場」の見やすい場所に掲揚



2 1) 救急用具（担架・救急箱等）の設置、熱中症への対策

労働安全衛生規則 第633条 第617条
基発1201第1号 令和3年12月1日
基発0420台3号 令和3年4月20日



※救急箱や熱中症対策グッズの設置

※発生することが想定される労働災害等に応じ、応急手当に必要なものを備える

※マスク、感染防止手袋、手指洗浄薬等も合わせて備える

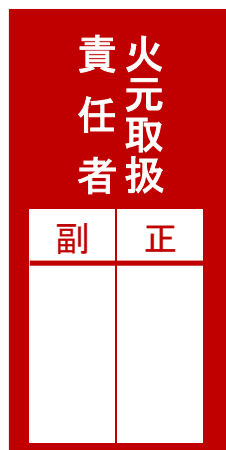
※空調服着用の推奨

※文字パネルやのぼり旗による注意喚起

※冷蔵庫・ウォーターサーバー等の設置

2 2) 消火設備の設置

労働安全衛生規則 第289条 第312条 他



※消火器等の消火設備の設置

※喫煙スペースにゴミは溜まっていないか

※吸殻入れに水が入っているか

※「火元責任者」明示ステッカーの設置



5 作業現場の状況

1) 作業エリアの区分

第三者への被害等防止

建築基準法第90条 建築基準法施行令 第136条の2の20



工事エリアとそうでないエリアを仮囲いで区画し、第三者が、工事エリアに立ち入らないようにする。

工事エリア

仮囲い

工事エリア外

2) 転落防止

作業員の安全確保



開口部など転落の恐れがある箇所に転落防止措置を行う。

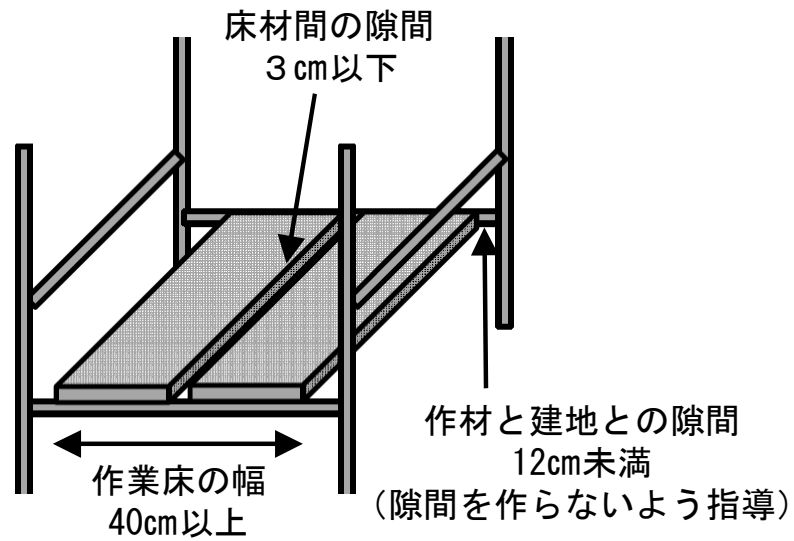


6 足場等の状況

1) 作業床 (作業場所高さ 2 m 以上の場合)

労働安全衛生規則 第562条、第563条

【作業床の要件】



【最大積載荷重の表示例】



2) 足場からの墜落防止措置（労働者の墜落防止関係）

労働安全衛生規則

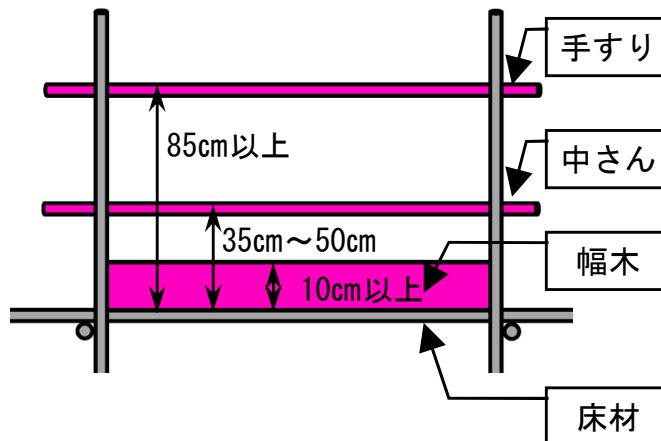
手すり先行工法等に関するガイドライン（平成21年4月24日基発第0424001号）

働きやすい安心感のある足場に関する基準

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年度版 2.2.4足場等

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する静岡県計画

【わく組足場以外の足場】



※ 高さは床材上面から、手すり及びびさんの上端まで

※ 養生シートの有無に関わらず、幅木は内外両方に取り付ける

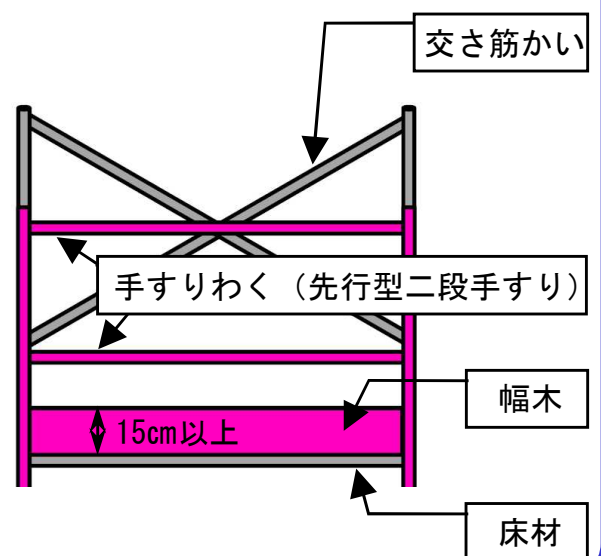
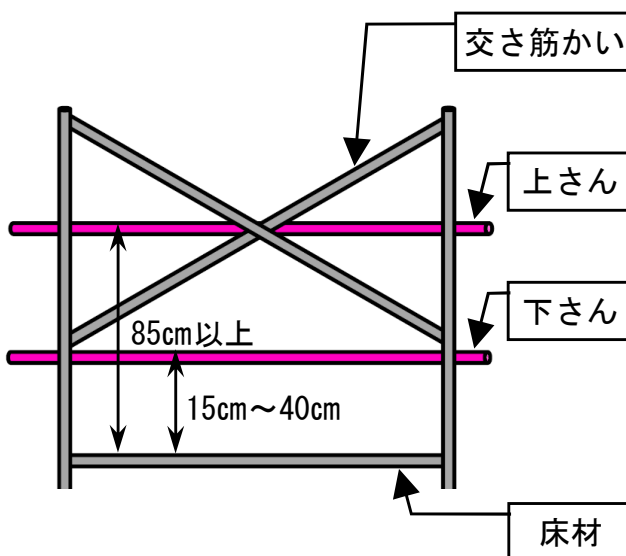
【わく組足場】

次のいずれかにより設置する。

- ① さん又は幅木に加え、上さんを設置した足場
- ② 手すり先行専用足場型の足場
- ③ 二段手すりと幅木の機能を有する機材を設置した足場

※ 高さは床材上面から、手すり及びびさんの上端まで

※ 養生シートの有無に関わらず、幅木は内外両方に取り付ける



3) 足場からの墜落防止措置（物の落下防止関係）

労働安全衛生規則

手すり先行工法等に関するガイドライン（平成21年4月24日基発第0424001号）

働き安い安心感のある足場に関する基準

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年度版 2.2.4足場等

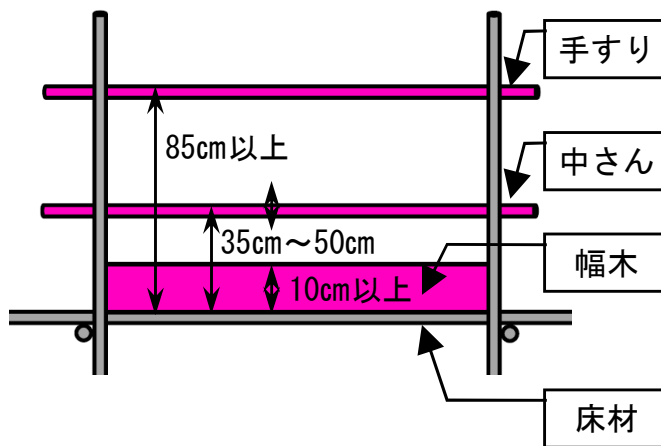
建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する静岡県計画

【わく組足場以外の足場】

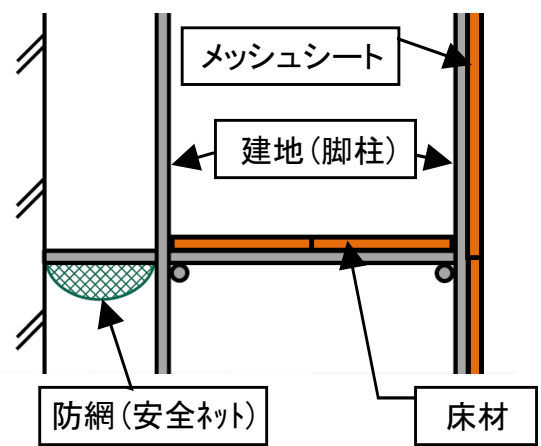
※ 高さは床材上面から、手すり及びさんの上端まで

※ 養生シートの有無に関わらず、幅木は内外両方に取り付ける

参考図：単管足場（幅木設置）



参考図：単管足場（防網設置）

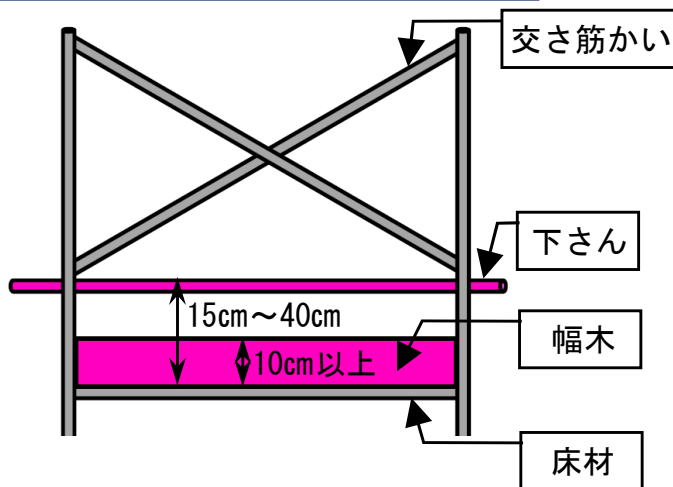


【わく組足場】

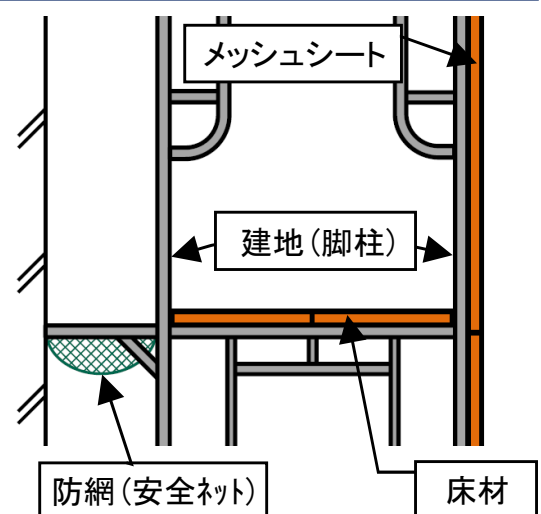
※ 高さは床材上面から、手すり及びさんの上端まで

※ 養生シートの有無に関わらず、幅木は内外両方に取り付ける

参考図：わく組足場（幅木設置）



参考図：わく組足場（防網設置）



4) 昇降設備

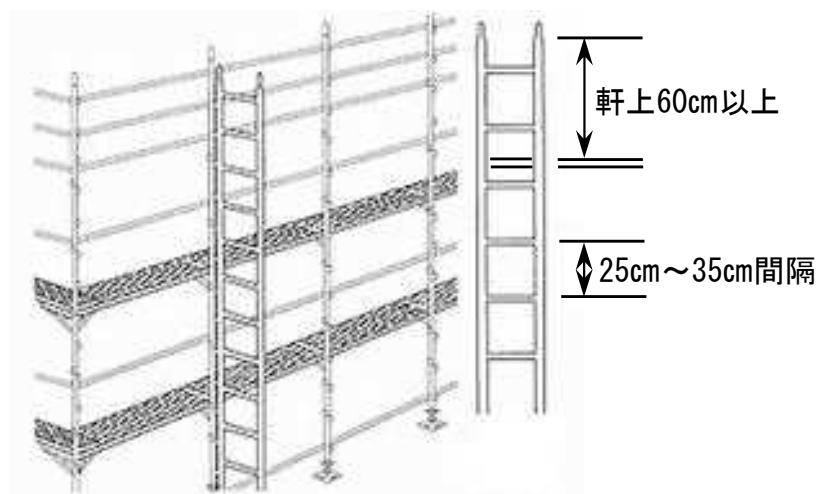
労働安全衛生規則 第526条、第556条

【昇降設備（高さ又は深さ1.5m超え）】

- ・ 高さ85cm以上の手すり
- ・ 高さ35cm以上50cm以下の中さん 等



【はしご道】



7 掘削作業時の危険防止対策

1) 土留め支保工

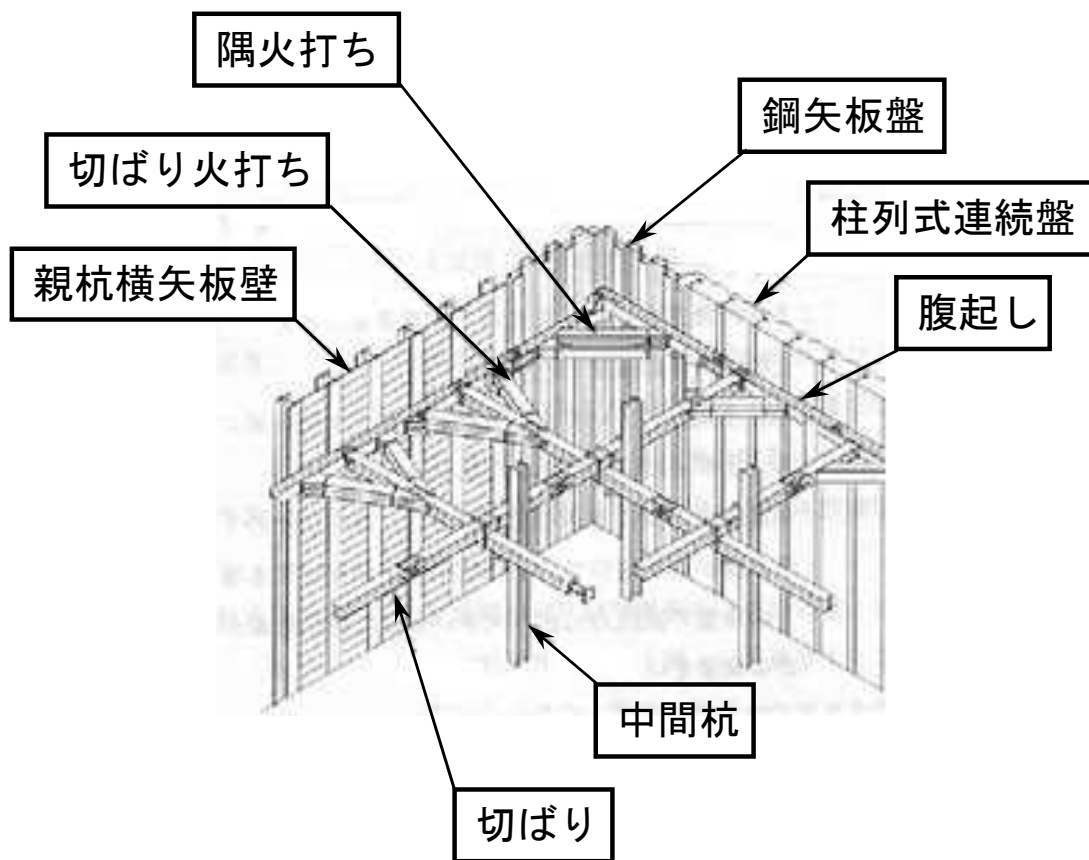
労働安全衛生規則 第361条他

建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編） 第7章 第45 第2項

建築基準法第90条 建築基準法施行令 第136条の3 第4項

【土留め支保工詳細図】

- ・ 図に基づき設置状況を確認
- ・ 建築工事等では、深さ1.5m以上の根切り工事を行う場合は、危害防止上支障がないときを除き、山留めを設けなければならない。



8 その他

1) 保護具の着用

労働安全衛生規則 第517条他

- ・ 作業従事者の服装等が適切か確認
- ・ 以下のヘルメット等の着用にする
- ・ 高所作業等では、落下防止措置のための墜落制止用器具を着用

【ヘルメット】



【作業帽】



【保護眼鏡】



【墜落制止用器具】 ※



【安全靴】



【作業手袋】



※原則、2m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用すること。ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は、胴ベルト型（一本つり）を使用することができる。

—フルハーネス型の義務付けが想定される作業—

- ・ 足場の組立解体作業
- ・ 切梁、腹起こしの組立、解体作業のうち梁上での作業
- ・ 鉄骨建方
- ・ 屋根スレートの解体作業



改正履歴

令和2年3月23日	沼津土木事務所建築住宅課作成
令和3年4月19日	浜松土木事務所建築住宅課改正
令和4年3月31日	浜松土木事務所建築住宅課改正
令和4年7月 1日	浜松土木事務所建築住宅課改正
令和5年3月31日	静岡土木事務所建築住宅課改正
令和6年8月 6日	建築管理局建築企画課改正

